

保護者様

### 登校の時期についてのお願い

\_\_\_\_\_ 学年 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ さんは、学校保健安全法施行規則第18条の「学校で予防すべき感染症」の第2種、または第3種の（ \_\_\_\_\_ ）と診断されましたので、出席停止となりました。出席停止期間の基準は下記のとおりですので、登校する時は必ず担当医師の証明をいただいて持参させてください。

記

第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く) 百日咳  麻疹 流行性耳下腺炎  風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 感染のおそれなくなるまで 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	} 感染のおそれなくなるまで

----- き り と り -----

### 治 療 証 明 書

群馬県立富岡実業高等学校長 様

第 \_\_\_\_\_ 学年 \_\_\_\_\_ 組

上記の生徒は \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より（ \_\_\_\_\_ ）により出席停止となっていましたが、感染のおそれなくなったので、 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より登校しても差し支えないと思われま

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名 \_\_\_\_\_

印